

令和6年度次世代平和人材育成促進業務委託仕様書

1 業務名 令和6年度次世代平和人材育成促進業務

2 実施概要

(1) 事業目的

県民の平和意識の高揚を目的として県が直営で実施する県内学校等への被爆体験講話者派遣事業（以下「被爆講話事業」という。）の講話受講者等への平和に関するワークショップ等を実施し、次代を担う平和人材の育成に繋げる。

(2) 実施方法

被爆講話事業（長崎市を除く県内市町、県内小中高校、県内大学で実施）等と日程等を調整のうえ、各学校等（学校以外も有り）で平和に関するワークショップ等を実施する。

なお、ワークショップは現地で行うものとするが、学校等が希望した場合は、被爆講話事業をオンラインで実施する場合があるため、座学はオンラインでの対応を可能とすること。

3 委託業務

(1) 実施回数予定等

項目 1	地区 2	回数 (回)	実施時期 3
ワークショップ 及び座学 (計10回)	A地区 (壱岐・対馬地域)	1	主に 6～7月の平日
	B地区 (五島地域)	1	
	C地区 (県北・島原地域)	4	
	D地区 (西彼地域)	1	
	E地区 (諫早・大村地域)	2	
	長崎市内	1	9～11月の休日
ワークショップ のみ(計3回)	C地区 (県北・島原地域)	1	6～7月の平日
	長崎市内	2	9～11月の休日
座学のみ (計3回)	C地区 (県北・島原地域)	2	6～7月の平日
	E地区 (諫早・大村地域)	1	6～7月の平日

1・・・学校の希望等（別途県が希望調査）により、各項目の回数は変更となる可能性があり、その場合は契約変更を行う。

2・・・学校の希望等（別途県が希望調査）により、地区ごとの実施回数変動するため、その場合は契約変更を行う。

3・・・実施時期は予定のため変動もあるため、可能な限り対応すること。

(2) ワークショップ

・これまでの被爆講話事業で講話を聴講するのみであった受講生等に、受講生等同士での意見交換や発表などを行うことで、より平和に対する意識を高め、核兵器問題を自分事として捉えることを促し、次なる平和活動に導くような平和に関するワークショップ（約2時間）とすること。

- ・企画提案時には、二つ以上のテーマを提案するものとし、そのうち一つは、「核兵器と持続可能性の関係性」をテーマとしたワークショップとすること。また、当該ワークショップ資料は、県においても使用（又は準用）できるものとし、関係データを県に提供すること。なお、県が当該データを使用する場合は、受託者に連絡のうえ使用するものとし、その際データを加工する場合があること。

（３）座学

- ・学校等が希望する場合（別途県が希望調査）には、被爆講話事業の後に、受講者がよりリアルに原爆の悲惨さや核兵器の非人道性を感じられるよう、被爆前の日常や被爆後の惨状などに関する内容または戦争に至る歴史的背景等に関する内容等の座学（約１時間）を行うこと。

（４）その他

- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、県担当者と緊密に連絡調整を図ること。
- ・講師等の交通費、宿泊代、食事代、ワークショップ等に必要な消耗品等、この業務に付随する必要な経費はすべて受託者の負担とすること。
- ・前記(2)(3)に関し、学校等へ県が希望調査を行い、選定委員会結果通知後、県と最優秀提案者等で実施日程等の調整を行う。

4．契約期間 契約締結日から令和7年1月31日（金）

5．履行場所 本県が別途指定する場所

6．契約形態 契約形態は委託契約（請負型）とする

7．業務の適正な実施に関する事項

受託者は、参加者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た一切の事項について、業務中はもとより、業務完了後もこれを第三者に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。

（１）個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（２）守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8．知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権がある場合には、当該権利の利用及びその費用負担については、受託者の責任において対処するものとする。

9．その他

（１）契約内容に変更が生じた場合は長崎県と調整のうえ、契約の変更を行うこと。

（２）仕様書に沿った実施がなされていない等、受託者側の不適切な対応が原因により、

本事業の運営に重大な支障が生じると長崎県が判断した場合には、受託者の責任において速やかに改善を図ること。また、改善が認められない場合には、契約の一部又は全部を解除し、損害賠償を請求することもあり得るので留意すること。なお、このために必要な追加経費は、長崎県は一切負担しない。